



週刊 税のしるべ

第3659号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

主な記事

令和7事務年度財務省・国税庁の
定期人事異動……………2～9面
続・傍流の正論～税相を斬る……………10面
おひとりさまへの相続アドバイス……………11面

国税庁、9月からGSSを順次導入

国税庁では、令和7事務年度にデジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるガバメントソリューションサービス(GSS)を導入する。関東信越税理士会が公表している、国税庁からのお知らせ「調査等におけるオンラインツールの利用等について」によると、GSS

全職員に端末を1人1台配備

GSSでは、高セキュリティな府省間ネットワークが構築されており、職員が利用する業務用PC、オフィスソフトウェア、ガバメントクラウドへの接続などが整備される。デジタル庁や農林水産省ではすでにGSSが導入されており、令和7年度以降には、国税庁のほか、金融庁、総務省、法務省などで導入予定

ふるさと納税

10月からポイントの付与が禁止に

楽天は告示の無効確認を求めて提訴

令和6年6月のふるさと納税の指定基準(総務省告示)の見直しのうち、寄附者にポイント等を付与するポイントサイト等を通じて市町村等が寄附を募集することの禁止が今年10月から適用される。現在はポータルサイトを通じてふるさと納税

にしき堂
広島・東区光町
☎082-262-3131

もみじ饅頭

b会議システム(Microsoft Teams)またはオンラインストレージサービス(Prime Drive)がある。Web会議システムは、概況聴取(質問・回答)等の面談(ヒアリング)で利用、オンラインストレージサービスはデータの受渡しに利用するとしている。また、帳簿書類等に係る電子データの提供を受ける場合は、当該

事業承継税制の質疑応答事例を更新
過去の税制改正を反映
国税庁はこのほど、「非上場株式等に関する贈与税・相続税の特例措置等に関する質疑応答事例について(情報)」と「個人の事業承継税制の情報は2年度以降の税制改正等をそれぞれ反映させ、一部の問いの答えの内容を改めた。

また、いわゆるポイントサイト等を経由してポータルサイトに移動し、寄附を行った際に寄附に伴って付与されるポイント等も対象となる。
ポイント等の付与が禁止されることで、ポータルサイト等を通じてふるさと納税は、事業者間の競争が「還元率(寄附額に対する返礼品の金額とポイントの付与額の割合)」がいかにか高いかといったものから、返礼品の電子データの国税当局における取扱いを記載した文書を交付(またはその内容を口頭・メールで説明)する取組みを実施するとしている。具体的には、①国税庁では、情報セキュリティに関する規則を定め、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みを構築していること、②提供を受ける電子データの提供を受ける場合は、当該

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

令和7年版 図解 相続税・贈与税

相続税贈与税について民法の基礎知識から実務的基礎知識までを体系的に幅広く網羅した相続税実務の必携書。さらに、特例制度等が多岐に渡る相続税贈与税の取扱いについて制度概要や具体的な手続きまでを図表フローチャートを数多く用いて分かりやすく解説。今般では非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度(特例措置)の見直し、相続税の物納要件等の見直しなど令和7年改正を織り込んで改訂。

木村夕香 編
▼B5判・850頁・定価3630円(税込)

令和7年版 図解 財産評価

土地や取引相場のない株式等を中心として、基本的な事項をできるだけ分かりやすく記述し、評価の手順をフローチャートにして掲載するとともに、路線価図や評価明細書を多用して解説。取引相場のない株式等の評価について類似業種比準方式の計算方法の見直しに対応し、令和7年分の最新の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等を掲載。

大蔵財務協会 編
▼B5判・660頁・定価3630円(税込)

令和7年版 図解 源泉所得税

今回の改訂にあたっては、所得税の基礎知識、給与所得控除に関する見直し及び特定親族特別控除の創設といった令和7年度税制改正を織り込むとともに、年末調整及び毎月の源泉徴収事務を適正に行うための「給与所得の源泉徴収税額表」(1年未調整等)のための給与所得控除後の給与等の金額の表について令和7年分及び令和8年1月1日以後分を掲載し更に内容を充実。

望月文夫 著
▼B5判・630頁・定価3740円(税込)

令和7年版 図解 国際税務

国際税務の幅広い項目について、図表イラストをふんだんに盛り込み、初学者にも分かりやすい親切的構成により、租税条約、非居住者課税、外国税額控除、移転価格税制、過小資本税制、外国子会社計算税制、デジタル課税など、国際税務の幅広い項目について網羅的に解説。軽所得課税ルールや国内ミニマム課税の導入など、令和7年度税制改正を網羅した最新版。

石橋 茂 編著
▼B5判・840頁・定価3740円(税込)

令和7年版 図解 地方税

地方税の全体の構成から個別税目毎に制度の仕組みや内容まで図やフローチャートを多用して解説をした地方税制度理解の必携書。地方税における令和7年度税制改正(物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応)のための特定親族特別控除の創設、二輪車に係る軽自動車税別割の標準税率の定め等の措置等を織り込んだ最新版。

大蔵財務協会 編
▼B5判・840頁・定価3740円(税込)

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
TEL 03-3829-4141 FAX 03-3829-4001
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
https://www.zaikyo.or.jp

続 傍流の正論 羊 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

51

金銭の貸借や販売業における掛売りは、古来より常態的に行われていることであり、現代の経済取引においては不可欠である。この場合、貸主や売主が所有する貸付金や売掛金は、一定の割合で貸倒れが生ずることも周知のとおりである。そのため、企業会計原則においても、収益、費用対称の原則の下、金銭債権については一定の貸倒引当金の設定を求めている。

この点、税法においても、所得税法及び法人税法とも、古くから(昭和25年)貸倒引当金(当初は貸倒準備金)の設定を認めてきた。現行法においても、次の2種類の貸倒引当金の設定を認めている(所得税法52条、法人税法52条)。

① 個別貸倒引当金

更生計画認可の決定済の事由によりその金銭債権につき一部貸倒れその他これに類する損失が見込まれる場合に、その損失見込額を貸倒引当金勘定へ繰り入れるもの。この個別貸倒引当金は、昭和29年の経済不況の際に、法律が金銭債権の評価損の計上を禁じていたため、通達によって債権償却特別勘定として認められたものであるが、平成10年の税制改正により、通達による取扱いが租税法律主義に反するという点で法制化されたものである。

② 一括貸倒引当金

金銭債権に係る従前に実際に生じた貸倒れの割合や法令が定める一定割合を貸倒引当金に繰り入れるもの。これは、伝統的な貸倒引当金の設定方法である。

- イ 資本金1億円以下の普通法人
- ロ 公益法人等又は協同組合等
- ハ 人格のない社団等
- ニ 銀行・保険会社等の金融業者

貸倒引当金

ホ リース取引によりリース資産の対価の額に係る金銭債権等を有する法人

この改正により、一般の会社等は貸倒引当金の設定が認められなくなった。このことは、前述した貸倒引当金の設定が企業会計との調整を含め幅広く認められてきたことを考慮すると、法人税法の基本に關わる大改正であった。ところが、毎年、税制改正について詳しく改正の趣旨を説明することで、実務の参考にされている「改正税法のすべて 平成24年版」(大蔵財務協会刊)では、次のように説明するのみであった。

「貸倒引当金繰入額の損金算入ができる法人が、中小法人、銀行・保険会社等及び一定の金銭債権を有する法人に限定されました。また、一定の金銭債権を有する法人については、貸倒引当金の繰入れの対象となる債権が限定されました。」

この素っ気ない説明の中に、むしろ立法当局の後ろめたさを感じるのには、筆者だけであろうか。思うに、貸倒引当金は、前述したように、税法の中で最も古くから認められてきた制度であり、企業会計との調整においても最も重要な引当金である。それが故に、平成10年以降の法人税法改正において、「企業会計と法人税は目的が違う」という命題の下に、「税率引下げと課税ベース拡大」のために相次いで各種引当金を「廃止・縮小してきたが、最後に残されたのが貸倒引当金であったはずである。」

しかも、貸倒引当金を廃止したとしても、「課税ベース拡大」がせいぜい半年か1年前倒しになる程度である。それでも貸倒引当金の設定法人を大幅に制限するというのであれば、それなりに理由があるはずであるから、「改正税法のすべて」においても、もっと丁寧な説明が望まれた。

ともあれ、貸倒引当金のような短期引当金を制限したとしても、短期的な税収増よりも実務上の混乱を招くという弊害の方が大きいはずである。また、同じく弊害が大きいものに、賞与引当金の廃止がある。これも、未払賞与の債務確定問題を解決するために設定されたものであるが、その廃止による短期的な税収増よりも、かつての実務上の混乱を招くという弊害の方が大きいはずである。



本則と附則の関係

前回からの続きです。本則と(本法)附則の関係ですが、住民税の規定のうち、本則にも規定があって附則にも規定があり、両者を読まないと理解できないという全体像がつかめない制度があります。そのうちの 하나가、個人の寄附金税額控除です。個人の寄附金税額控除は、本則では、地方税法37条の2(寄附金税額控除)と同法314条の7(寄附金税額控除)に規定されていますが、もちろん前者は道府県民税の、後者は市町村民税の寄附金税額控除の規定です。ふるさと納税制度に限って言えば、地方税法37条の2第11項及び同法314条の7第11項に「特例控除額」の規定があり、本法附則第5条の5、5条の6、5条の7、7条などに「特例控除額」の特則が規定されてい

本則にも附則にも規定 両者読まないと理解できない制度も

ます。寄附団体が5以下であれば申告の特例が適用されて確定申告又は個人住民税の申告を行わなくてもよいとするいわゆるワンストップ特例制度があるということはよく知られていますが、その根拠は、地方税法附則第7条の2第2項及び第9項に規定されています。なかなかこの規定にたどり着くのは容易ではありません。さらに、土地建物等に係る条文が、附則34条以下に規定されていることも見逃せません。これらの規定は、だいたい所得税並びの制度で、税率部分だけが異なっていますから、特に条文を読む必要がないと思われるかもしれませんが、合計所得金額の読替規定などが規定されているため、ここに注意しておく必要があります。というのは、合計所得金額の範囲が所得税と違っているの、地方税法の合計所得金額の規定について、どのような規定の仕方になっているかを理解しておく必要があるからです(例えば、地法附則34③、⑥)。法人のいわゆる企業版ふるさと納税の

規定は、本法附則第8条の2の2(法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除)及び同附則第9条の2の2(法人の事業税の特定寄附金税額控除)です。本則にない規定ですから、個人の寄附金税額控除のように複雑ではありません。ただ、法人住民税と法人事業税にわたって制度があるために、位置が遠いところにあり、両者を読まないと全容が理解できません。固定資産税の附則で確認しておきたいのは、土地に係る固定資産税の評価替えの特例、「負担調整」の仕組みに関する規定で、本法附則18条以下に規定されています。課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準(今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合)を均衡化させることを重視した、新たな税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されています。



人と医療のあいだに...

私たちは 医療を必要とする人と支える人の 架け橋となり 健康でより豊かな生活に 貢献することで すべての人々を笑顔にします



株式会社 ジエイエムエス https://www.jms.co.jp/

大阪本社 〒730-8652 広島市中区松原1丁目17番 TEL 082-243-3844 / FAX 082-243-5997 東京本社 〒106-0023 東京都港区芝浦一丁目2番1号 TEL 03-6372-9120 / FAX 03-6372-9121

Kihara Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社 岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-0825 TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店 大阪市・今治市

営業所 倉敷市

川通餅

ひろしま銘菓

御菓子処 株式会社 亀屋 ●本社/広島市東区光町一丁目二一十三番 〇八二二六二一四四(代) ●直営店/ekie広島店 ●〇八二二六二一四四(代)



おひとりさまの相続アドバイス

■(一社)おひとりさま相続 理事・司法書士 田中 利和

3

再転相続の相続放棄について

【1】事例

ある日、市役所から、乙野花子に対して、「空き家に関する情報提供のお願い」と題する書面が届きました。その書面には、「貴殿の伯父である甲野一郎様(令和5年ご逝去)の所有の家屋のベランダの一部が崩れている状況となっております。地域から相談の聲が寄せられています。」と記載されていました。甲野一郎は、乙野花子の伯父で、乙野花子の父である甲野次郎は令和6年に死亡しています。甲野一郎と甲野次郎とは疎遠であったため、生前、甲野次郎は、甲野一郎がどこで暮らしているのかさえ知らず、亡くなったことも知りませんでした。

事例の場合、乙野花子の伯父甲野一郎が死亡し、その法定相続人である伯父の弟甲野次郎が、伯父の相続(第一次相続)について承認または放棄をしないまま熟慮期間内に死亡し、伯父の弟の子乙野花子に第二次相続が発生した、「再転相続」に該当します。伯父の相続(第一次相続)と、伯父の弟の相続(第二次相続)という二つの相続が並存し、再転相続においては、第二次相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から熟慮期間が起算されます(民法916条)。

したがって、乙野花子は、伯父の相続(第一次相続)と、伯父の弟(乙野花子の父である甲野次郎)の相続(第二次相続)のそれぞれについて、承認又は放棄の選択権を有しています。

おひとりさまで空き家の相続放棄も増加か

【3】結論

乙野花子が、第二次相続について放棄をしていないため、第一次相続については放棄をすることができます。

しかしながら、第二次相続の中には、第一次相続についての承認または放棄の選択権が含まれていますので、乙野花子が、伯父の相続に関する選択権を行使する前に、第二次相続について放棄をした場合は、乙野花子は伯父の相続に係る選択権を失うことになり、伯父の相続については承認または放棄をすることはできないので、その点注意が必要です。

今後も、「おひとりさま」の相続が増加すると考えられますので、事例のように、空き家が唯一の財産であり、それが負の財産(管理費、固定資産税、修繕費など)となる可能性が高い場合には、第一次相続を放棄する選択肢を検討する場面が多くなるでしょう。一方、「おひとりさま」は遺言を作成しておくなどの手当てが必要だと考えます。

【2】再転相続とは

再転相続とは、例えば、甲が死亡して相続が開始し(第一次相続)、甲の相続人乙が、第一次相続の「自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内」(以下「熟慮期間」といいます)に相続の承認や放棄を選択する前に死亡し、乙の相続人丙に対して乙の相続(第二次相続)が開始した場合のことをいいます(民法916条)。

映画好きの税理士のひとこと

税理士 石本 力

3

恋愛映画の中でも、ファンタジー系作品は現実には存在しないであろう要素を題材にすることで、よりドキドキ感とときめきを感じさせます。禁断の恋を通じて、繰り返し訪れる大きな試練。それが人間とヴァンパイアとの恋となると、観る者を惹きつけて、二度と抜け出せなくしてしまつたのです。

トワイライトシリーズ

彼女とヴァンパイアの禁断の恋

『第一部 トワイライト・初恋』
2009年4月公開
二人の出会いから交際に至る過程を描いた作品。なぜか、自分を寄せ付けない態度を取っているエドワードが気になっていたらベラは、ある日、校内の駐車場でスリッパした車に引かれそうになる寸前、エドワードに助けられます。でも、ベラは直前に間に合うはずのない場所に彼がいた事を知っていました。

彼に対する疑問が頭から離れないベラは、幼なじみのジェイコブから狼族と冷人種の伝説を聞いて彼の正体に気づきますが、一層、彼に惹かれていく自分に戸惑うことになるのです。

後日、エドワードからヴァンパイアの秘密を告白されたベラでしたが、自身が持つ独特な血の香りのせいで、他のヴァンパイアに狙われてしまい、噛まれて傷つき、意識を失いかけてます。その時、彼に救出され、噛まれた毒を吸い出され一命を取り留めます。徐々に、お互いの気持ちを通じ合う二人。さらなる多難が待ち受ける恋が始まります。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度中に法人税の実地調査をした件数になります。

答え = 万 , 件

ナンプレの予想難易度 : 6

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度中に法人税の実地調査をした件数になります。

5	7		E			
6	2	3				
		3	9	5		
5		9			2	4
6			B			9
4	3		5		6	1
		D	C	2	1	4
				8	7	9
					2	1
						A

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 7月27日(日)

前回の答え **301** 万件

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913

道 BEER 後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23

tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

内部事務センター化の対象署が7割に

7月10日から新たに73署を追加

国税庁は令和3年7月から一部税務署を対象に複数の税務署の内部事務(申告書の入力処理、照会文書の発送等)を専任化した業務センターで集約処理する内部事務のセンター化を実施している。順次、対象となる税務署を拡大しており、8年にはすべての税務署でセンター化を実施する予定だ。この一環で、7年7月10日以降、2拠点(業務センター分室)が設けられるとともに、73署が新たにセンター化の対象に加わった。今回の追加により対象署の合計は364署となり、全国の全524署のうち約7割が対象になった。新たに設けられた拠点と新たにセンター化の対象となった税務署は次のとおり。

- 【札幌局管内】
 - ▽新設拠点なし
 - ▽センター化の対象 署 札幌西署、苫小牧署、札幌国税局業務センター(札幌国税局業務センター追加)、北見署(札幌国税局業務センター追加)
- 【仙台局管内】
 - ▽新設拠点なし
 - ▽新設拠点 関東信越国税局業務センター
- 【東京局管内】
 - ▽新設拠点なし
 - ▽センター化の対象 署 宮古署、水沢署、花巻署、釜石署、青森署、弘前署、黒石署、秋田南署、秋田北署、大曲署(仙台国税局業務センター追加)
- 【名古屋局管内】
 - ▽新設拠点なし
 - ▽新設拠点 関東信越国税局業務センター
- 【大阪局管内】
 - ▽新設拠点なし
 - ▽新設拠点なし
- 【福岡局管内】
 - ▽新設拠点なし
 - ▽新設拠点なし
- 【熊本局管内】
 - ▽新設拠点なし
 - ▽新設拠点なし
- 【沖縄事務所管内】
 - ▽新設等なし

対象署)、長野署、上田署、信濃中野署、佐久署(新設の関東信越国税局業務センター追加)、久分室の対象署) 【東京局管内】

▽新設拠点なし

▽センター化の対象 署 江戸川北署、江戸川南署(東京国税局業務センターの対象署に追加)、麻布署、王子署、板橋署、練馬東署、練馬西署(東京国税局業務センター追加)、大手町分室の対象署に追加、荒川署(東京国税局業務センター追加)、葛飾分室の対象署に追加、町田署(東京国税局業務センター追加)、武蔵府中分室の対象署に追加、戸塚署(東京国税局業務センター追加)

税務署) 【大阪局管内】

▽新設等なし

▽新設拠点なし

▽センター化の対象 署 竹原署、西条署、海田署(広島国税局業務センターの対象署に追加)

追加)、浜田署、益田署、西郷署(広島国税局業務センター追加)、出雲分室の対象署に追加) 【高松局管内】

▽新設拠点なし

▽新設拠点なし

▽センター化の対象 署 今治署、新居浜署、伊予三島署(高松国税局業務センターの対象署に追加)

追加)、佐世保署、平戸署、喜岐署、厳原署(福岡国税局業務センター追加) 【熊本局管内】

▽新設拠点なし

▽新設拠点なし

▽大分署、中津署、日田署、佐伯署、宇佐署、宮崎署、延岡署、日南署、小林署、川内署、出水署、伊集院署、加治木署(熊本国税局業務センターの対象署に追加)

【沖縄事務所管内】

▽新設等なし

4年連続で過去最高 4.1%増の47兆5563億円

総務省は11日、令和6年度地方税収決算見込額を公表した。それによると、6年度の地方税収は前年度決算額比4.1%増の47兆5563億円となり、4年連続で過去最高を更新した。

税目別にみると、税収が最も多い個人住民税が6年度に実施された1人当たり1万円の定額減税の影響で同1.3%減の13兆7421億円となったものの、7年度地方財政計画では、7年度の地方税収について6年度決算見込額を上回る47兆8000億円程度を見込んでおり、見込み通りであれば、5年連続で過去最高を更新することになる。

9月2日開催 オンラインセミナー 相続トラブル解決事例

(アーカイブ配信あり)

「相続」は「争族」と置き換えられるほどに相続人の中で「感情」又は「勘定」でトラブルになることがあります。そこでこの度のセミナーでは、講師が実際に体験し、解決した、又は解決できなかった事例を中心に、テキストから選りすぐりの9事例を分かりやすく解説いたします。

日時 2025年9月2日(火) 13:30~16:30 ※研修時間: 3時間

受講方法 オンライン型(ライブ配信・アーカイブ配信での受講) アーカイブ配信は、9月2日(火)に収録したものを、後日録画配信コンテンツでご視聴できるものです。配信期間: 9月10日(水) 9:00~9月24日(水) 23:59

講師 税理士・高橋安志(たかはしやすし)氏 税理士法人安心資産税会計・会長税理士。(有)相続110番協議会・代表取締役。執筆活動のかたわら、テレビ・新聞などのメディアでも相続問題の専門家として活躍。

受講料 1名につき16,500円(税込・テキスト代を含む) ※「税のしるべ」購読者の方は割引価格13,200円(税込)となります。

テキスト 書籍『相続トラブル解決事例35』(2025年4月刊/大蔵財務協会)

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。開催日の1か月前になりましたら、請求書等をお送りいたします。



このように、使用が終了した企業や団体のドメインが第三者に再取得され、アクセスすると不審なサイトに誘導されてしまう事案が相次いでいることから、政府は、使用を終えたドメインの適正管理を呼び掛けている。

日本税理士会連合会は3日、同会が過去に使用し、既に廃止したドメイン名(Webサイトのアドレス)が、海外の第三者に再取得

「作り手の心」
「飲む楽しさ 食べる喜び」
その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。
そのすべてをサポートします。

酒類・食品総合卸
コンタツ株式会社
東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321
https://www.kontatsu.co.jp
https://www.issyusouden.com/



江戸時代の人形専門家 **人形の久月**

本店: 東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL. 03(3861)5511
支店: 大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/筑波/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを **久月人形学院** 本社ビル6階 生徒募集中 TEL. 03(5687)5180

